

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 285-8655
住 所 千葉県佐倉市大作 2 - 4 - 2
法人名 太平洋セメント株式会社 中央研究
所
代表者 執行役員 中央研究所長 平尾 宙
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 043-498-3811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	太平洋セメント株式会社 中央研究所		
事業場の所在地	千葉県佐倉市大作 2 - 4 - 2		
計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類：	製造業	中分類： 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	研究所につき製造品出荷等なし		
③従業員数	483名（自社167名、関係会社・協力会社316名）		
④産業廃棄物の 一連の処理の工程	※別紙（処理工程）参照		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ※別紙(管理体制)参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	排出量	143.74 t	50.55 t
	(これまでに実施した取組) 研究開発活動によって発生した、試験サンプル、使用済み材料、余剰材料等を産業廃棄物として排出している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	排出量	136.55 t	48.02 t
	(今後実施する予定の取組) ・他工場の研究開発設備から排出された試験サンプルや材料について、積極的に原料として回収することで、排出量を抑制する。 ・実証試験設備の生産体制を整備することで、余剰材等の産業廃棄物排出を抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別に関するマニュアルを所内に展開し、廃棄物ごとの置き場を厳格に定めている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、廃棄物分別に関するルールを遵守する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	143.74 t	50.55 t
	優良認定処理業者への処理委託量	143.74 t	50.55 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	4.57 t	9.42 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	排出された産業廃棄物の種類や性質ごとに委託業者を定めて、処理委託を行っている。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	136.55 t	48.02 t
	優良認定処理業者への処理委託量	136.55 t	48.02 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	4.34 t	8.95 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、産業廃棄物の分類を適切に行い、優良認定処理業者への委託を継続する。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程】





